

国港総第165号
令和2年6月9日

各地方整備局特定部局長 殿

港湾局長
(公印省略)

「契約業者取扱要領」の一部改正について

標記について、下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

第1条の2(5)中「1年7月前の日以降」を「1年7月前の日より後」に改める。
附則に次の3項を加える。

附則(令和2年6月9日国港総第165号)

1. 本通達は、令和2年6月9日から適用する。
(新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格の特例)
2. 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了するものについての令和3年1月31日までの間における第1条の2(5)の規定の適用については、同条(5)「局長等が定める期間の末日の1年7月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。
3. 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度(国税通則法(昭和37年法律第66号)に基づく納税の猶予、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づく換価の猶予、又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)に基づく特例猶予をいう。以下同じ。)の適用を受けたため、第3条第2項(8)に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を資格審査申請書に添付させるものとする。